

務	00	01	10年
(令和18年3月末まで保存)			

警 務 第 2 5 1 号

令 和 7 年 1 0 月 1 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取扱要領の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号。以下「改正地方公務員育児休業法」という。）及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年青森県条例第39号。以下「改正育児休業条例」という。）が本年10月1日に施行され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための部分休業制度が拡充された。この部分休業制度拡充に伴い、別添のとおり、新たに標記の取扱要領を制定したので、所属職員に周知し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「青森県警察職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取扱要領の制定について」（令和5年3月30日付け警務第459号）については、廃止する。

記

1 制定の理由

改正公務員育児休業法及び改正育児休業条例の施行に伴い、県警察における育児に係る部分休業の取扱要領を定めるものである。

2 改正の内容

(1) 改正地方公務員育児休業法

現行の「1日につき、2時間を超えない範囲内で取得できる形態（以下「第1号部分休業」という。）」のほか、新たに「1年につき、勤務日10日相当の時間数の範囲内で取得できる形態（以下「第2号部分休業」という。）」が追加され、職員はいずれかを選択できるようになった。

(2) 改正育児休業条例

ア 第1号部分休業の取得時間

現行は勤務時間の始めと終わりにのみ取得可であったところ、勤務時間中であればいつでも取得可とされた。

イ 第2号部分休業の承認単位

原則1時間単位とされた（ただし、1日休業する場合及び残時間数に1時間

未満の端数がある場合は1時間未満でも取得可)。

ウ 部分休業の付与期間

4月1日から3月31日までの1年間ごとに付与することとされた。

エ 第2号部分休業を付与する時間

10日に相当する時間であり、常勤職員は77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間を付与することとされた。

オ 部分休業の類型の変更

第1号部分休業から第2号部分休業（又はその逆の変更）ができる特別な事情について、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測できなかった事実が生じたことにより当該変更をしなければ子の養育に著しい支障を生ずることとなった場合に限り変更できるとされた。

カ 部分休業の承認の取消事由

部分休業の取消事由について、部分休業の形態を変更した場合とされた。

3 部分休業の承認等（本取扱要領5関係）

所要の整理を行い、「部分休業承認申請書（別記様式4）」の様式を改めた。

担当：警務課人事・採用係

別添

青森県警察職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取扱要領

第1 目的

青森県警察職員（地方警務官を除く。非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。以下「職員」という。）の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業（以下「育児休業等」という。）の取扱について、円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものである。

第2 請求手続

1 育児休業

職員は、子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）を養育するため、同項の規定による育児休業の承認を受けようとするときは、育児休業承認請求書（別記様式1）により、育児休業を始めようとする日の1月前までに青森県警察本部長（以下「本部長」という。）に請求しなければならない。ただし、次に掲げる場合にあっては2週間前まで、職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月青森県条例第5号。以下「育児休業条例」という。）第3条第7号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする場合にあっては当該日までに請求しなければならない。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から57日間に育児休業をしようとする場合
- (2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子が1歳に達する日（当該請求をする非常勤職員並びに職員の定年等に関する条例（昭和59年3月青森県条例第4条）第10条又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年10月青森県条例第38号）附則第13項若しくは第14項の規定により採用される短時間の職を占める職員（以下「非常勤職員等」という。）が育児休業条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業（同号に規定する配偶者育児休業をいう。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳に達する日後である場合は当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合
- (3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子が1歳6か月に達する日以前の日である場合

2 育児休業の延長

職員は、育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間を延長しようとするときは、1に定める育児休業承認請求書により、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月前までに本部長に請求しなければならない。ただし、次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合にあっては2週間前まで、育児

休業例第3条第7号に規定する職員が当該任期を更新されることに伴い育児休業の期間を延長しようとする場合にあっては当該日までに請求しなければならない。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から57日間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
- (2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当している育児休業
- (3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当している育児休業

3 育児短時間勤務

- (1) 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認を受けようとするときは、育児短時間勤務承認請求書（別記様式2）により、育児短時間勤務を始めようとする日の1月前までに本部長に請求しなければならない。
- (2) 職員は、育児休業条例第11条第6号の規定による申出をする場合には、育児短時間勤務承認請求書と併せて、育児短時間勤務計画書（別記様式3）を本部長に提出しなければならない。
- (3) (2)の育児短時間勤務計画書を提出した職員は、当該育児短時間勤務計画書の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を本部長に届け出なければならない。

4 育児短時間勤務の延長

職員は、育児休業法第11条第1項の規定による育児短時間勤務の期間の延長をしようとするときは、3(1)に定める育児短時間勤務請求書により、当該育児短時間勤務の末日までとされている日の1月前までに本部長に届けなければならない。

5 部分休業

- (1) 部分休業の承認を受けることができる職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員であるが、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を除く。
- (2) 職員が部分休業の申し出をしようとするときは、1年の期間ごとに、当該期間（申出の内容を変更する場合にあっては、変更後）における部分休業の初日の1週間前までに、部分休業承認請求書（別記様式4）により本部長に申し出をし、当該部分休業の承認の請求をしようとするときは、同請求書により本部長に請求しなければならない。
- (3) 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる部分休業（「以下「第1号部分休業」という。）の承認の請求は、1年の期間のうち部分休業が必要な期間についてあらかじめ一括して請求することを原則とし、1日を通じて2時間を上限として30分単位で行うことができる。
- (4) 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる部分休業（「以下「第2号部分休業」という。）の承認の請求は、1時間単位で行うことができる。ただし、残時間数に1時間未満の端数があるときは当該残時間数の全てを、一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合は当該勤務時間の全てを使用することができる。

- (5) 部分休業の承認については、所属長に専決させるものとし、部分休業の承認の請求があった場合、公務の運営に支障がないと認めるときは、子の養育のために必要とされる時間について承認するものとする。
- (6) 所属長は、第1号部分休業の承認を受けている職員から部分休業承認請求書（第3面）により承認取消しの申請があった場合には、当該承認を取り消すものとする。
- (7) 所属長が部分休業の承認をしたときは、当該部分休業承認請求書の写しにより、速やかに警務課長を経由して本部長に報告するものとする。

6 養育状況の変更

育児休業等をしている職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を養育状況変更届（別記様式5）により本部長に届け出なければならない。

- (1) 育児休業等に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業等に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業等に係る子を養育しなくなった場合

年 月 日

青森県警察本部長 殿

所 属
階級・職
氏 名

育 児 休 業 承 認 請 求 書
下記のとおり育児休業の承認（育児休業の期間の延長）を請求します。
記

1 請求に係る子	氏 名		続 柄 等	
	生年月日	年 月 日生		
2 請求の内容	☐ ①育児休業の承認（②の承認を除く。） ☐ ②同一の子に係る 3 回目以後の育児休業の承認（既に 2 回の育児休業（育児休業法第 2 条第 1 項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） ☐ ③育児休業の期間の最初の延長 ☐ ④育児休業の期間の再度の延長 (②の承認若しくは④の延長が必要な事情又は①の承認のうち非常勤職員等の 1 歳 6 か月までの子の育児休業の承認若しくは 2 歳までの子の育児休業の承認が必要な事情)			
3 請求期間	年 月 日から			年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで		
	年 月 日から	年 月 日まで		
	年 月 日から	年 月 日まで		
	年 月 日から	年 月 日まで		
5 配偶者	氏 名			
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
6 備考				
所属長の意見				

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
2 請求（非常勤職員等の任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等。写しでも可）を添付すること。
3 子の出生前に請求する場合は、請求期間欄には出産予定日以後の期間を記入するものとし、請求に係る子欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
4 非常勤職員等が任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、請求期間欄及び既に育児休業をした期間欄に記入すれば足りる。
5 配偶者欄には、非常勤職員等が 1 歳 2 か月までの子の育児休業、1 歳 6 か月までの子の育児休業又は 2 歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
6 備考欄には、請求に係る子以外に 3 歳に達しない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日について、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
7 該当する口には、✓印を記入すること。

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

所 属
階級・職
氏 名

育児短時間勤務承認請求書

下記のとおり育児短時間勤務の承認（育児短時間勤務の期間の延長）を請求します。

記

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	☐ 育児短時間勤務の承認 ☐ 育児短時間勤務の期間の延長	
	☐ 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情)	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 の勤務の形態) ☐ 第4号 ☐ 第5号	
	勤務の日 及 び 時 間 帯	月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :)
5 既に育児短時間 勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		
所属長の意見		

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

2 請求（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等。写しでも可）を添付すること。

3 子の出生前に請求する場合は、請求期間欄には出産予定日以後の期間を記入するものとし、請求に係る子欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。

4 勤務の日及び時間帯欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、備考欄に必要な事項を記入すること。

5 備考欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日について、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

6 該当する□には、✓印を記入すること。

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

所 属
階級・職
氏 名

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

条例第11条第1項第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。

なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

記

1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から		年 月 日まで
再度の請求予定期間	年 月 日から		年 月 日まで
3 備 考			

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
- 2 請求期間欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に育児短時間勤務計画書を提出する場合は、請求に係る子欄の記入は、出生後速やかに行うこと。

別記様式 4
(第 1 面) 部分休業の請求に係る申出

年 月 日

青森県警察本部長 殿

所 属
階 級 ・ 職 名
氏 名

部 分 休 業 承 認 請 求 書

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

記

1 申出対象年度		年度				
2 請求に係る子		氏 名				
		続 柄 等				
		生 年 月 日		年 月 日生		
3 申出		申出月日	申出の内容 (①又は②)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ①第 1 号部分休業（1 日につき 2 時間を超えない範囲内） ②第 2 号部分休業（1 年につき条例で定める時間（10 日相当）を超えない範囲内）		
		月 日				
4	変更（第 1 回目）	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	特別な事情の有無	承認者の確認
		月 日				
	変更（第 2 回目）	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	特別な事情の有無	承認者の確認
		月 日				
5 備考						

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

2 請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか。写しでも可）を添付すること。

3 第 1 号部分休業の承認の請求の場合は第 2 面、第 2 号部分休業の承認の請求の場合は第 4 面を用いること。

4 第 1 号部分休業の承認を受けている職員が承認の取消しを申請する場合は第 3 面を用いること。

5 第 3 回目以降の変更については、不要部分に斜線を付した上で、本様式を用いること。

(第2面) 第1号部分休業の承認の請求

年度

承認者の確認			請求 月 日	部分休業の承認を請求する期間			備考
所属長	次長等	課長補佐等		月 日	毎日／曜日等	時 間	
			／	年 月 日から	☐ 毎 日	時 分 から 時 分 まで	
				年 月 日まで	☐ その他()	時 分 から 時 分 まで	
			／	年 月 日から	☐ 毎 日	時 分 から 時 分 まで	
				年 月 日まで	☐ その他()	時 分 から 時 分 まで	
			／	年 月 日から	☐ 毎 日	時 分 から 時 分 まで	
				年 月 日まで	☐ その他()	時 分 から 時 分 まで	
			／	年 月 日から	☐ 毎 日	時 分 から 時 分 まで	
				年 月 日まで	☐ その他()	時 分 から 時 分 まで	
			／	年 月 日から	☐ 毎 日	時 分 から 時 分 まで	
				年 月 日まで	☐ その他()	時 分 から 時 分 まで	
			／	年 月 日から	☐ 毎 日	時 分 から 時 分 まで	
				年 月 日まで	☐ その他()	時 分 から 時 分 まで	
			／	年 月 日から	☐ 毎 日	時 分 から 時 分 まで	
				年 月 日まで	☐ その他()	時 分 から 時 分 まで	

(第3面) 第1号部分休業の承認の取消し

年度

[illegible]

(第4面) 第2号部分休業の承認の請求

第2号部分休業の付与時間数

時間 分

[illegible]

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

所 属
階級・職
氏 名

養 育 状 況 変 更 届

育 児 休 業

下記のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので、届け出ます。

部 分 休 業

記

1 届出の事由

(1) 失効

- ☐ 育児休業等に係る子が死亡した。
- ☐ 育児休業に係る子と離縁した。
- ☐ 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- ☐ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- ☐ 育児休業等に係る子についての民法817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- ☐ 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- ☐ その他 ()

(2) 取消し

- ☐ 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
 - ☐ 同居しなくなった。
 - ☐ 負傷・疾病
 - ☐ 託児できるようになった。
- ☐ その他 ()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

2 該当する□には、✓印を記入すること。